# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月10日現在

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2007~2008 課題番号:19730344

研究課題名(和文) フランスの家族政策と家族の社会的関係:自主的共同保育所の事例から

研究課題名(英文) Social relation between family policy and family in France:

Case study in cooperative child-care-centre

研究代表者

木下 裕美子(KINOSHITA YUMIKO)

京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱託研究員

研究者番号:70434644

研究成果の概要:本研究では、日本におけるフランスの家族政策研究においてほとんど注目されてこなかった自主的協働保育所(親によって経営される保育所)の活動についての調査を行った。この形態の保育所の数は地域による差が大きく、調査を行ったアルザス地方はフランス国内でも開設数の多い地域である。親と職員は雇用者と被雇用者という関係であること、専門知識や情報について共有しているという暗黙の了解はなく、情緒的なコミュニケーションはむしろ避けるべき関係性として認識されていることが明らかとなった。

#### 交付額

(金額単位:円)

			( 32   11 - 1 - 1 - 1 - 1
	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	900,000	0	900,000
2008 年度	509,980	152,994	662,974
年度			
年度			
年度			
総計	1,409,980	152,994	1,562,974

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:社会学

キーワード:家族社会学、家族政策、社会調査、保育所、親業、ソーシャル・ワーカー、

フランス

# 1.研究開始当初の背景

近年日本において、出生率低下という人口学的関心から家族政策への注目度が高い。そのため、出生率が比較的安定的もしくは回復したとみられるスウェーデンやフランスの家族政策への関心が高くなっている。特にフランスの家族政策を歴史経路的視点から制度分析を行った研究は多く、保育施設の充実が効果的であると指摘する研究は多い。一方で、ユニークなフランスの自主的協働保育所の活動にはあまり注目されてこなかった。

2.研究の目的

家族政策の国際比較研究において、就労支援を目的とした多様なニーズに応えるための保育施設の効果を問う研究は重要であるが、家族の社会的文化的多様性が高まるに従って、この「多様なニーズ」を多様なサービスによって個別に満たすことのみを問いるには限界があろう。更に、就労支援よりての機能が求められる保育施設が「親業」を実践する家族の外部における場であるすとして捉えられ、その中で「親業」を実践さる行為がいかに確保、保証されているのから側面から調査研究したものは少ない。この

「親業」を公的領域において回復しようとした活動であり、かつ、フランスの公的保育する「白主的協働保育所」である。それはで見まり、かって存在するのが、親たちが運は、フランスの公的保育する。それはでは、おける基本概のはあると考えられている。したがあると考えられている。したがでは、日本との比較研究によいの自議のでは、日本の事例と比較可能な指標として、連帯の意味内容を探して、連帯の意味内容を探ることが目的である。

#### 3.研究の方法

(1)2007年度はフランスの家族政策における 保育施設の中でもユニークである親と職員 による協働保育施設の社会政策での位置づ けや運営内容に関する資料や先行研究を日 本とフランス両国において調査・整理した。 フィールドとして選択されたのはストラス ブール市である。アルザス地方にあるストラ スプール市には、フランス国内において比較 的多くの自主的協働保育施設がある。この保 育施設はアソシアシオンの形態をもつもの であるが、アルザス地方のアソシアシオン法 は他の地方とは異なる点に留意し、今後、他 地方との比較検討を想定し、資料収集を行っ た。フランス国内における資料集めに使用し たデータベースは、Sudoc、BNOpalPlus、CNRS、 CAF、CREDOC、CREES の検索システムである。 日本国内で資料を入手することが困難なケ ースもあり、2007年度中の7月から8月にか けて、直接フランス国内の図書館へ出向き、 閲覧・複写サービスを受けた。また、同じく 滞在期間中、フランス国内でも比較的この形 態の保育施設数の多いストラスブールをフ ィールドとして聞き取り調査を行えるよう に、16 ある当施設に電話による調査協力依頼 の説明を行い、簡単な承諾を得た施設には、 より詳細な説明(研究の趣旨、質問内容や調 査倫理に関する説明)をメールにて行い、調 査に関する質問を受ける形でのやり取りを 複数回行った。

(2)2008年度は、2007年度に引き続き、聞き取り調査を中心に行うために渡仏した。アルザス地方にある2つの保育所ではそれぞれ1週間の活動参加が許可された。1つはストラスプール市にある保育所であり、2007年度に限定的な聞き取り調査を許可された施設である。もう1つは、2007年度中に開設予定であった、ストラスブール市近隣のアグノー市にある保育所である。こうした参加活動を通して、親と職員への半構造的インタビューラ査を実施した。また、これに先立ち、ストラ

スブールにあった 16 の施設へ電話による依 頼を行った際、最終的に活動への参加は許さ れなかったが、3つの保育所において、限定 的ではあるが、参加者への聞き取り調査の許 可を得ていた。調査方法は、常勤職員と調査 当日に保育所へ参加している親への半構造 化面接法である。可能な限りその他の参加者 や子どもたちがいない(主に台所や事務室) 部屋、もしくは、当該の親の職場において、 1時間から1時間半の調査をそれぞれ行った。 質問内容は、1.親保育所に参加するように なった経緯や職歴に関する一般的な質問事 項、2.親保育所の組織・運営と具体的な施 設における仕事内容に関する事項、3.親保育 所の長所や短所に関する主観的評価、を中心 に構成されている。

#### 4. 研究成果

(1)親が運営する保育所は、その独自性が指 摘されるにも拘わらず、日本におけるフラン スの保育施設に関する研究の中では、公的保 育施設の一形態として列挙されるにとどま ってきた。本研究ではまず、この親が運営す る保育所の歴史、法的な位置、経営形態や具 体的な利用者像を整理することによって、他 の保育施設との社会的位置関係を確認する ことができた。また、本調査研究を行った地 域がアルザス地方であることから、アソシア シオンに関する歴史的背景や法律の内容が その他の地方と異なっている点についても 言及している。日本における先行研究の多く はパリなどの大都市で行われる傾向が多く、 アルザス地方特有のアソシアシオンに関す る情報提供という点は、本研究の成果として 挙げられよう。

(2) 現在のフランスの保育体系は個別的受 け入れ (accueil individuel) と集団的受け 入れ (accueil collectif) に分類される。 集団的受け入れに属する親保育所は 2000 年 デクレにより「親が運営する集団的受け入れ 施設(établissement d accueil collectif à gestion parentale)」として定義された が、従来通り「親保育所」という通称が認め られているので、多くの施設ではこの通称を 引き続き使用している。親保育所は集団保育 所に比べて規模が小さく、運営に親たちが直 接参加することが必須である。多くの場合、 朝 8 時に開所し、17 時から 18 時半にかけて 子どもたちが帰宅し、その帰宅次第閉所する。 基本的には親が送り迎えをすることが期待 され、祖父母が代替する場合には事前の申請 が必要な場合もある。また、近年では、親の ニーズに対してより柔軟なサービスを提供 するように様々な保育タイプを組み合わせ た 多 機 能 的 施 設 ( établissement multi-accueil) が急増中であり、親保育所

の形態を変更して、多機能的施設へと移行す る親保育所も存在する。

(3) 2002 年現在では、フランスにおける 3 歳 未満の子どもたちの保育形態は、64%が親、 18%が保育ママ、8%が保育所、4%が祖父母 であり、両親の家庭的生活と労働生活との両 立という側面から利用されている頻度は保 育所よりも保育ママのほうが断然高い (DREES, 2003)。さらに、全国の親保育所の 受け入れ数(2005年)は集団保育所全体の2% 程度である(DREES, 2007)。したがって、親 保育所は必ずしも仕事と家庭を両立させる ための施設として社会的に大きな期待が寄 せられているとは言えない。本来、1960年代 の学生運動の中で、保育思想の変化とともに、 一方的に保育施設に預けてしまうのではな く、親が積極的に保育に関わる権利を取り戻 そうという動機から始まった。1960年代から 1980 年代にかけてその存在が全国的に認め られるようになってきた 1980 年に ACEP Association des Collectifs Enfants-Parents 児童・親共同アソシアシオ ン) - 1988 年に職員との協働を意味する P を 加えた ACEPP (Association des Collectifs Enfants Parents Professionnels 児童・ 親・専門職員による共同アソシアシオン)の 前身 - が設立された。その後、全国の自主的 保育所 (crèche sauvage) は保健担当大臣に よって親保育所という公的保育施設として 承認され、衛生・保育の質の向上のために、 PMI(Protection Maternelle et Infantile 母 子保健センター)の指示・監督を受ける対象 になっている。

親保育所は社会的パートナーをもち、その 社会的パートナーの CAF ( Caisses d Allocations Familiales 家族手当金庫) と自治体が「子ども ・青少年契約 (Contrat enfance et jeunesse)」を結んでいるため、 自治体の設定基準に適合する施設は補助金 を得ることができる。補助金以外の経費を負 担する親たちは、金銭的負担だけではなく、 保育所内での仕事や役割をもつ。その分担や 内容は、たいてい月に一度行われる集会で検 討・決定される。例えば、フランス国外から 移住してきた母親は、参加当初それほどフラ ンス語が流暢でなかったこともあり、参加1 年目は保育所内の飾り付けや催し物の宣伝 などの簡単な仕事を担っていたと言う。また、 他の父親は新しい参加者の募集、専門職員や 研修生の求人を担当することが役割だと話 した。こうした親たちの活動によって支えら れる親保育所の創設は容易ではない。ストラ スブールの親保育所は、小審裁判所 (tribunal d instance) へ登録されたアソ シアシオンの形態をもち、専門職員を雇用す るための求人や開設場所の選定を行った後、

具体的な教育理念草案を作成し、代表者、副 代表者、会計、書記などを明記した経営理事 会 (Conseil d administration)の証明書 と PMI 医師による施設調査の証明書を県へ提 出し、DASS ( Direction de I Action Sanitaire et Sociale, 社会福祉衛生局)か ら認可を得ることが必要である。そして、多 くの親保育所は全国レベルの親保育所を統 括する団体 ACEPP に属する地域レベルのアソ シアシオンと連携をもち、全国統一の保育基 準を達成する「子ども・青少年契約」に則る ことで、CAF や自治体からの公的な資金援助 を得ることができるのである。また、継続的 な運営を行うためには、入所を希望する親の 選定を行うことも重要な課題となる。親保育 所の参加には、一般的な公的保育施設では義 務のない参加希望書の提出を求められるこ とがある。本調査における聞き取りの結果、 この書類の提出後の面接を通して、参加希望 者が当該保育施設に対して提供することの できる人的もしくは文化的資本と保育施設 のニーズとが一致することが確認された後、 参加が可能になることが多いことが確認さ れた。そういった理由から、本研究では、先 行研究では否定された参加者の社会的階層 の偏りがみられた。また、調査協力施設の中 には、「ライシテ」を根拠として、宗教的配 慮を一切拒否すると答えた施設も存在する。

(3)現場の取り組みと全国の統括組織の求め る方針とは多少ベクトルが異なる。親保育所 の全国ネットワークである ACEPP は 1998 年 以降参加している家族に関する全国大会に おいて、文化的にも多様な家族の受け入れの 重要性を提起し続け、親保育所を通じて家族 の多様性に対応する方法を模索する社会的 活動としてのヨーロッパレベルの活動 (DECET)にも参加している。つまり、理念 としては、家族的・文化的背景の異なる他者 との出会いそのものを確保するための場と して親保育所の意義が求められている一方、 実践の場では継続的な運営や参加者同士に 生じるコンフリクトに対する危機感から、参 加者に一定の同質性が認められる点は否定 できない。

(4)具体的な協働もしくは連帯を意味する活動として、主に職員と親との関係を中心に分析した。その結果、保育の専門知識をもつ被雇用者からは、雇用者、つまり、親が実践する親業に承認を与えるという行為によって、一方、親からは専門職員の職務を評価することによって、両者の対等な関係性が保たれる、保育専門職員と親が、相手が同じ情報を共有しているがゆえに自分と同じ判断をするであろうと想定する姿勢はみられない。例えば、主体的に情報の相互提供が行われな

い場合、親に対しては「親業」を適切に行 っていないとして職員から指摘をうけ、職 員に対しては、不信感から職務への評価が 否定的になり、代表者(親)から個別に面 談が行われることとなる。両者の間には完 全な役割分担が期待されているため、親が 参加当日に急遽欠席するような場合には、 親同士の補填が求められ、職員によって代 替されることは避けられている。「連帯は親 の間ではうまくいっている」という職員の 言葉に代表されるように、こうした親と職 員の関係は、親密な関係性によらず可能と なる協働の連帯と位置づけることができよ う。この親密な関係性によらず可能となる 協働の連帯とは、「共感」に基づく共生社会 と性質を等しくするものであるのか、もし くは、どのような関係にあるのか、という 新たな問いに取り組むための問題設定であ

## (5)今後の展望

親保育所は、親として参加するためには面 接を受ける必要があり、施設運営を継続する ために寄与できる能力が必要とされるため、 参加者にはおのずと制限がでてくる。また、 専門職員は自分の子どもを同じ施設に入所 させることを避けているし、また、入所条件 から外されていることが多い。一方で、設立 間もない施設では、参加者人員の確保という 面から、例外的に受け入れを行っている。入 所には面接という壁があるため、参加者に一 定の同質性が生まれてくる傾向があるが、例 えば、異なった宗教をもつ子どもの入所の受 け入れという、多文化共生社会における保育 という新しい視点が持ち込まれてくること も多い。今回の調査では、この点を特に意識 してフィールドを選択したわけではないた め、多文化共生という視点から、親と職員、 親同士による文化摩擦を観察することがで きず、また、施設ごとでの解決方法を拾いあ げることができなかった。したがって、今後 の展望としては、地域における子育て支援と 地域における多文化共生という視点から、親 業と専門職員というソーシャル・ワーカーの 自己(不)変容のプロセスを、家族という空 間と公的空間の交差する子育ての場におい て、問うことができるのではないか、と考え られる。また、研究調査方法上の問題点とし て、国外への調査が必要な場合、調査協力者 の信頼を得るために共に過ごす時間がきわ めて重要である点が大きな障碍となった。協 力施設からの意見では、2 年に渡って継続的 に当該施設に関心を寄せ続け、コンタクトを 取っている点が今回の調査協力を促したと 言うが、国外の調査を国内の研究者が個人で 行うのではなく、質的調査の厚みをより高め るためには、ネットワークの拡大による信頼

の獲得を容易にするような他の研究機関と の提携等を検討する必要があったのではな いか、と考える。

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### 〔雑誌論文〕(計2件)

<u>木下裕美子</u>、フランスの親保育所、COSMICA、37 巻、219-230、2008 年、 査読有

木下裕美子、フランスの親保育所にみられる連帯とは何か、家族社会学研究、 20-(1)、81-88、2008年、査読有

#### 6.研究組織

#### (1)研究代表者

木下 裕美子 (KINOSHITA YUMIKO) 京都外国語大学・国際言語平和研究 所・嘱託研究員 研究者番号:70434644

# (2)研究分担者 なし

\_

# (3)連携研究者 なし